

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
佐本備二発第261号	
令和6年8月9日	

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和12年3月31日まで
災害対策係	
佐賀県警察本部長	

大規模災害の最初期における情報収集・集約の更なる強化について（通達）

大規模地震・津波等の大規模災害発生時において、被災地警察及び特別派遣部隊が救出救助・捜索活動、交通情報収集等の交通対策等の初動対応を十全に行うためには、発災後24時間（以下「最初期」という。）における被害状況等に関する情報の収集・集約、警察庁への報告等を迅速かつ的確に行うことが極めて重要である。

各所属においては、下記に示す各方策の重要性を災害対処に従事する職員に十分認識させた上で、最初期の対処に係る実戦的訓練を警察本部・警察署が一体となって行うなどして、最初期における情報収集・集約等の更なる強化に努められたい。

記

1 体制の早期確立

(1) 災害警備本部の早期構築

夜間・休日における発災に際し、早期に災害警備本部等の体制を構築できるよう、平素から、参集対象となる災害警備本部要員に対して迅速な参集に係る意識付けを行うとともに、夜間・休日における発災を想定し、順次参集する職員に任務付与等を行う災害警備本部立ち上げ訓練を（執務時間中に）年複数回行うこと。

(2) 幹部職員の参集における警ら用無線自動車等の活用等

状況が刻一刻と変化する最初期においては、特別派遣の要請等を含め困難な判断を迫られる場面が多く、幹部職員の不在により対処に支障が生じるおそれがあるため、災害警備本部長、同本部副本部長、警察署長等の幹部職員の参集に際しては、必要に応じて警ら用無線自動車等による緊急輸送を行うなど、迅速な参集方法について確認するとともに、通信が途絶した場合に備え、災害警備本部長等との間の通信手段を確保すること。

(3) 被災地警察署災害警備本部要員の派遣

災害規模に比して被災地警察署の体制が十分でない場合は、署災害警備本部機能を発揮・安定させるため、警察本部から被災地警察署に要員を迅速に派遣すること。

(4) 職員の安否確認

発災時に職員の安否を早期に確認できるよう、平素から、職員に対して安否報告要領に関する教養を徹底するとともに、通信が途絶した場合を想定して、例えば職員に自宅又は帰省先近くの交番等警察施設に赴かせるなどの安否確認手段も確保しておくこと。

2 情報の収集・集約

(1) 交番・駐在所員等による「生の声情報」の報告

発災地の現場警察官・警察職員の体感や停電、家屋倒壊、道路寸断等の情報（「生の声情報」）について、警察庁及び警察本部災害警備本部への報告要領等を職員に周知徹底すること。

なお、被害規模が甚大な場合、「生の声情報」の報告が困難となり、報告される情報の正確性が低下する傾向にあることや、災害警備本部立ち上げ期における機能・体制等を踏まえ、発災後数時間は、必要に応じて、警察庁から被災地警察署の交番・駐在所等に対し、直接、電話による被災状況等の聴取が行われる場合もあり得るので了知されたい。

(2) 現場警察官によるPⅢを活用した映像伝送

警ら用無線自動車乗務員、交番・駐在所員、警察本部執行隊員等は、(1)の報告に加えて、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の「災害カメラ」アプリにより、活動場所周辺の映像を警察本部に迅速に伝送すること。

(3) 機動隊等によるドローンを活用した映像伝送

ドローンは、土砂崩れや倒壊家屋等の現場において、死角がある中でも一定程度の高さから状況を確認できる点で有用であるため、機動隊、広域緊急援助隊（警備部隊）等は、ドローンにより、被災地の映像を機動警察通信隊と連携するなどして警察本部に伝送すること。

(4) 110番等による救助要請の迅速な集約

110番、警察署等の加入電話、現場警察官への申告等の多様な方法により行われる救助要請の迅速な集約のため、災害警備本部において専従員を指定するなどして、救助要請事案に係る情報の集約及び地図化を行うこと。

(5) 孤立地域・集落に係る情報の収集・集約等

航空隊による情報収集活動、ヘリテレ映像の分析、報道機関を含む関係機関からの提報等により把握された孤立地域・集落に関する情報について、災害警備本部に

において集約・整理するとともに、緊急性に応じ、警察官による現地確認やホイストによる救助等必要な対応を講じること。

(6) 偽・誤情報対策

インターネット上の偽・誤情報については、信憑性の確認・判断に時間を要し、被災地等において救助活動への支障や社会的混乱を生じさせるおそれがあるため、警備部門とサイバー部門が連携し、関連事業者に対して警察活動で把握した当該情報等について削除依頼等を行うこと。

3 早期の部隊展開

(1) 被災地へのルート解明

救助部隊が被災地に到達するためのルートを早期に解明するため、警察用航空機による上空からの確認、交通部隊等による実走、PⅢ動態管理装置によるPⅢ形データ端末の軌跡の把握、プローブ情報の活用等の方法により道路交通情報の収集を行うとともに、収集した情報を部門間で速やかに共有・整理すること。

なお、情報収集の過程において孤立地域・集落に関する情報を把握した場合は、警察本部災害警備本部内で速やかに共有すること。

(2) 部隊の参集・出動訓練と帯同資機材の点検・整備

広域緊急援助隊、第二機動隊等においては、速やかな部隊派遣に資するよう、平素から、部隊の参集・出動に係る訓練を実施するほか、部隊が帯同する資機材の点検・整備を徹底するとともに、あらかじめ必要な資機材は車両に積載しておくなどすること。

4 その他

(1) 警備第二課への報告

前記1から3までの方策により最初期に収集・集約・整理した情報については、速やかに警備第二課に報告・共有し、最初期以降においても適切に対応すること。また、平素においても、訓練等を通じて得られた教訓等は随時警備第二課に報告すること。

(2) 自治組織、消防団等と共に最初期の救助活動を担う警察署員の対処能力向上

広域緊急援助隊（警備部隊）等が現場に到着するまでに、被災地警察署の交番・駐在所員等が、自治組織、消防団等と連携して的確に救助活動を行うことができるよう、平素から、警察署が中心となり地域住民も参画する災害対処訓練等を実施するとともに、自治組織・消防団等主催の訓練に交番・駐在所勤務員を含め積極的に参画し、警察の災害対処能力の底上げ及び地域の共助意識の醸成を図ること。